

令和5年度

就労支援センター「はばたき」
事業計画書

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

実施主体

社会福祉法人

宜野座村社会福祉協議会

1. 基本方針

就労支援センターはばたきの目的は「自らの通所により、継続就労や団体行動を通して、在宅で自立生活」を継続していけるよう支援・指導することです。より多くの村民に選んで頂ける施設になるよう活動内容を工夫して利用者の増強を図ります。

主な活動は受託事業としての資源ゴミ収集、ベビーリーフ袋詰め、生産販売活動として EM 石鹼、手工芸、石焼き芋、門松、ビニールハウスでの育苗や畑での農産物づくり、その他地域福祉センター周辺の美化管理等となっています。利用者のアイデアややる気を大切に、新規受託調整中の野菜農家との『農家×福祉（農福連携）』等、新たな提案にも前向きに調整し、年度途中でも開始できるよう準備を進めて参ります。

また、利用者の社会参加促進とコミュニケーション力向上を目的として月に一度の宜野座村役場駐車場での実践販売を定期開催。各種イベント等への参加と機会を増やすことで、宜野座村から県内外へ障がい者福祉向上を発信していきます。利用者個別の主体的な取り組みと意思決定支援としては作業選択制の拡充を図ります。

本年度は宜野座村商工会へ入会し会員事業所を中心に協働・共同をすることで新たな製品開発や利用者の一般就労への可能性を広げます。更に『福祉×観光』の取り組みとして宜野座村の PR につながる製品の提案や観光客の受け入れ等、日本一の福祉村と認知される企画を発信するため福祉分野を越えたメンバーによる福祉懇談会を開催し、会議で出たアイデアの実現を目指します。地域の一事業所として村の発展に大きく貢献していく所存です。

基本方針、事業所目標達成のため法人理念の共有、職員相互理解向上の他、職員資質向上を促進します。事業所内における OJT を通じた職員の実践的な職業能力の向上を図りつつ、その能力や実践を自己評価。スーパーバイズを受けることにより事業所における人材育成を進めます。また、OFF-JT や自己研修を推奨し研修の受講や資格取得等に必要な環境を整えます。

職場環境の改善や職員の資質向上が利用者や地域により良く影響することを理解し、職員が一丸となりワンチームとして業務にあたります。

2. 事業所名及び所在地

①事業所名：就労支援センター「はばたき」

“はばたき”とは、両手を大きく広げて上下に動かし飛び立つこと。成長し、社会の一員として広く活躍していくこと等の意。失敗を恐れず、果敢に生産活動や社会活動に参加・挑戦し、宜野座村を明るく照らす存在になろうとの願いの元に命名されています。

②所在地：宜野座村字惣慶 1875 番地 宜野座村障害者福祉センター内

③連絡先：TEL：(098) 968-4601 FAX：(098) 968-5911

3. 従業者の人数

①管 理 者 1名 (常勤職員)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

②サービス管理責任者 1名 (常勤職員)

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関することを行うほか、利用申込者の心身の状況等の把握、利用者の自立した日常生活に向けた検討、他の従業者に対する技術指導又は助言等を行う。

③職業指導員 2名 (常勤職員)

職業指導員は、個別支援計画に基づき、適切な就労継続支援の提供にあたる。

④生活支援員 2名 (常勤職員) (内1名は庶務兼務)

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援、相談、介護を行う。

⑤庶 務 1名 (常勤職員) (内1名は生活支援員兼務)

庶務は、事業所において必要な事務・会計及び来客・電話対応業務等を行う。

4. 利用定員・登録者数及び通常の実施地域

利 用 者 定 員 : 20名 (知的障害者・精神障害者・身体障害者※18歳未満の者を除く)

登 録 者 数 : 19名 ※令和5年1月24日現在

主な実施地域 : 宜野座村

5. 主な事業項目

①園芸 (苗作り、プランター、花壇づくり)

②農業 (葉野菜、うり類、豆類、その他)

③手芸 (編み物、飾り物、結び織り)

④工芸 (門松、貝殻製品、置物、その他)

⑤作業 (公共施設の美化作業と村内の資源ゴミ等の運搬作業の受託)

⑥EM 活性液作り及び EM 石鹼作り

⑦ベビーリーフ袋詰め

⑧石焼き芋

6. 相談・指導・助言

①社会的指導

個々の能力や個性に適した活動内容を選択し、自立助長、社会参加を促進する。各種の集団活動 (地域行事やボランティア活動など) に参加し、忍耐力・協調性を養う。健康管理や作業中のリスクマネージメントを重視しながら利用者の安全と継続的活動を促進する。

②日常生活指導

日常生活の中での基本的な生活習慣の指導・助言

(ア) 健康指導・衛生指導・食事管理・服薬管理

(イ) グループワーク（レク活動・共同作業・勉強会・体験学習）

(ウ) 安全指導（火気・農機具・健康器具・などの取り扱い。）

7. 今後の重点事項

①就労継続支援 B 型事業の強化

利用登録者数の増強と生産販売活動の安定化・増収による利用者工賃向上。

②事業所の進展

- ・将来の経営ビジョンを立案し、障害者総合支援法に基づく事業に進展するための企画（就労支援・専門相談・生活支援）等を強化促進する。
- ・宜野座村商工会へ入会し会員としての責務を果たす他、会員相互の連携から新たな製品開発や利用者の一般就労の可能性の拡充を図る。
- ・観光協会とのコラボレーションを通して観光客を受け入れ、日常の生産活動や余暇活動にやりがいや生きがいを見出していく。
- ・職員の自己評価導入と管理者によるスーパーバイズを実施。チームとしての機能を強化する。

8. 主な年間行事

行 事 名	内 容
1. ピクニック	<p>季節ごとに桜まつり、ツツジまつり、その他ミカン狩り、浜下り等に案内し、自然を味わいながら、利用者のリフレッシュと意欲向上を図る。また、樹木や農作物を見物し事業所で実施できるよう研鑽する。</p> <p>※2月から4月頃</p>
2. 納涼祭・月見会	<p>交流会を開催し、利用者及び家族と関係者が一堂に集い、相互の親睦を深める。</p> <p>※8月から9月頃</p>
3. 軽スポーツ大会	<p>『はばたき大運動会』と称して無理のない運動（グラウンドゴルフ・風船バレー等）を通じて利用者及び職員間の交流と健康増進を促進する。</p> <p>※10月頃</p>
4. 福祉バザー	<p>村内に各種イベント会場に出店を構えて年間を通じて製作した各種商品の販売を行い、社会参加と利用者等の共同作業訓練の機会とする。</p> <p>※産業祭り、村祭り等</p>
5. ショッピング	<p>普段から遠出する機会が少ない利用者等に対して、金銭管理学習や社会見学を兼ねてショッピングを実施。主に中北部のスーパー、大型デパートに案内する。（昼食会や映画鑑賞等との別企画と合同もある。）</p> <p>※毎月定期</p>
6. チャリティー	<p>宜野座村障がい者家族会ひるぎの会と「はばたき」が実施主体となって社協及び民間の関係者の後援によりチャリティー事業を企画実施する。</p> <p>（パークゴルフ大会・ボウリング大会・その他）</p> <p>※6月、11月頃</p>

9. 日課表

時 間	内 容
8時30分	利用者の迎え・健康チェック 朝のミーティング（作業内容確認）
9時15分	湯茶サービス・作業内容の調整 利用者の健康チェックと雑談
9時30分	作業、業務開始 （公共施設美化作業・各収益事業）
11時30分	午前作業の終了と昼食準備
12時00分	昼食（休憩・静養）
13時30分	午後の作業、業務開始 （園芸・手工芸・農作業・その他）
15時30分	利用者送り
16時45分	職員ミーティング 日誌の記入
17時15分	肩付け、戸締り

■ 特記事項

- ① 利用者の健康相談（服薬指導等）を随時行う。
- ② 月間の継続通所の指導。
- ③ 団体活動及び同僚間の協調性に対する助言。
- ④ 作業工程の説明と安全指導。